

巻末資料一覧

	<u>資料番号</u>
A 「第2 監査の対象の概要」関係資料	
1 インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)	A-1
2 公共施設等総合管理計画策定指針の概要①	A-2
3 公共施設等総合管理計画策定指針の概要②	A-3
4 大分県公共施設等総合管理指針の概要	A-4
5 固定資産台帳管理(毎年)の流れの例	A-5
6 固定資産台帳の記載項目の例	A-6
7 システム連携関連図	A-7
8 大分県の固定資産台帳(公表用)	A-8
B 「第3 包括外部監査の結果」関係資料	
1 大分県公共施設等総合管理指針の概要②	B-1
2 水産基盤施設ストックマネジメントのフロー(詳細)	B-2
3 港湾空間に存在する施設	B-3
4 漁港施設の主な名称	B-4
C 「第4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見」関係資料	
1 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等	C-1
2 固定資産台帳の更新スケジュールの例	C-2
3 インフラ・データプラットフォーム構想を活用した アセットマネジメント(イメージ)	C-3
4 維持管理でのICT導入を図る当面の分野(素案)	C-4
5 AI・ロボットを併用した点検の将来像	C-5
D 用語の解説	D-1

インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)

インフラ長寿命化基本計画

策定主体：国
対象施設：全てのインフラ

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

3. 計画の策定内容

〇インフラ長寿命化計画(行動計画)

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
- 対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見直し/必要施策に係る取組の方向性等

〇個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
- 対象施設の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づき効果的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの削減、平準化等
体制の構築	[国]資格・研修制度の充実 [地方]維持管理部門への人員の適正配置 [民間企業]入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施策

行動計画

策定主体：各インフラを管理・所管する者
対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

1. 対象施設

- 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定

2. 計画期間

- 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
- 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し取組を継続・発展

3. 対象施設の現状と課題

- 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理

4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

- 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示

5. 必要施策に係る取組の方向性

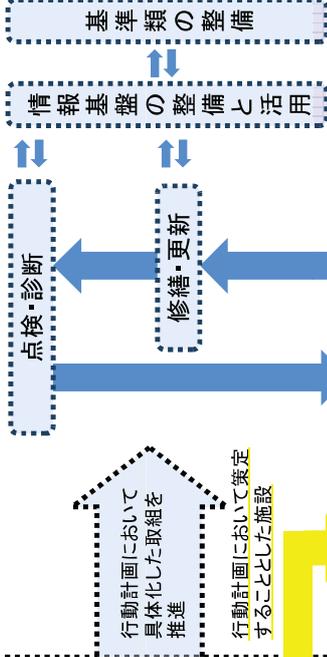
- 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

点検・診断	例) 点検未実施の施設を解消
修繕・更新	例) 緊急修繕を完了
基準類の整備	例) 点検マニュアルを見直し
情報基盤の整備と活用	例) プラットフォームを構築・運用
個別施設計画の策定	例) 対象とした全ての施設で計画を策定
新技術の開発・導入	例) 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリング
予算管理	例) 個別施設計画に基づき計画的に配分
体制の構築	例) 維持管理担当の技術職員を配置
法令等の整備	例) 維持管理に係る基準を法令で明示

6. フォローアップ計画

- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記

＜個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施＞



行動計画において具体化した取組を推進
行動計画において策定することとした施設

個別施設計画

策定主体：各インフラの管理者
対象施設：行動計画で策定主体が設定

1. 対象施設

- 行動計画で個別施設計画を策定することとした施設を対象

2. 計画期間

- 定期点検サイクル等を踏まえて設定
- 点検結果等を踏まえ、適宜、更新するとともに、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図り、中長期的なコストの見通しの精度を向上

3. 対策の優先順位の考え方

- 各施設の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確化

4. 個別施設の状態等

- 点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

5. 対策内容と実施時期

- 各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と時期を明確化

6. 対策費用

- 計画期間内に要する対策費用の概算を整理

＜メンテナンスサイクルを支える体制・制度等の充実＞



公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどとして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

大分県公共施設等総合管理指針の概要

平成27年7月

○本県では、庁舎等の公共施設のほか、橋梁やトンネル等のインフラ施設を多数保有 → 老朽化が進行 → **公共施設等の老朽化対策は喫緊の課題**

(1) 大分県の公共施設等の状況

1) 県有建築物

- 主な施設
 - ① 県立学校施設: 約82万2千㎡ (約36%)
 - ② 県営住宅: 約58万2千㎡ (約25%)
 - ③ 庁舎等: 約14万1千㎡ (約6%)
- 老朽化の状況
 - 築30年以上: 約52% (26年度末)
 - **10年後には全体の4分の3近くの約74%の施設が築30年以上経過**

2) 公共インフラ施設

- 主な施設
 - ・橋梁: 2,437橋
 - ・トンネル: 252箇所
 - ・治水ダム: 9基
 - ・かんがい用ダム: 14基など
- 老朽化の状況(橋梁の例)
 - 架設後50年以上: 約30% (26年度末)
 - **10年後には全体の半数以上の約50%の施設が架設後50年以上経過**

3) 公営企業施設

- 主な施設
 - ・企業局: 水力発電所12箇所など
 - ・病院局: 病院1施設
- 老朽化の状況
 - ・企業局: **事業開始から60年以上経過**
 - ・病院局: **建設後20年以上経過**

(2) 策定趣旨

- 施設の老朽化
- 厳しい財政状況
- 人口減少の進行

今後概ね10～20年間を見通し、公共施設等の計画的な管理について、基本的な考え・方針を示すもの

- ・施設保有のあり方
- ・長寿命化の方針
- ・機能発揮の方針など

- **財政負担の軽減、平準化**
- **施設の長寿命化**

(3) 基本方針

1) 県有建築物

- ① **施設総量の縮小**
施設の用途廃止や集約化により総量を縮小
- ② **施設の長寿命化**
予防保全を導入し、主要な施設を長寿命化
- ③ **管理体制の一元化**
知事部局、教育庁など所管毎に管理体制を一元化

2) 公共インフラ施設

- ① **機能の確実な発揮**
点検・診断等に基づき、対策の優先順位を付け、補修・補強工事により長寿命化
- ② **必要性の十分な検証**
必要性・費用対効果等を十分に検証し、施設を新設・更新・廃止
- ③ **施設情報の一元化**
点検結果や補修履歴等を一元的に管理し、次の点検・補修等に活用

3) 公営企業施設

県有建築物、公共インフラ施設の基本方針を参考に、健全経営の枠組みの中で施設管理

(4) 個別施設計画の策定

- 各個別施設の特性等を踏まえ点検・診断や修繕・更新等の具体の取組計画を策定
- 保全経費の見込みを積算

(5) 取組の効果

県有建築物の今後20年間の改修・更新経費見込み額

総額 **約1,893億円 A**
(約95億円/年)

予防保全を導入し、長寿命化を推進

総額 **約1,374億円 B**
(約69億円/年)^a

縮減額 **▲約519億円 A-B**
(▲約26億円/年)

予算額との比較

○ 過去5年間平均予算額 約47億円/年
→ **なお約22億円/年の不足**^{a-b}

財源確保の取組

- ① **基金への積立てを強化**
- ② **有利な地方債の活用**

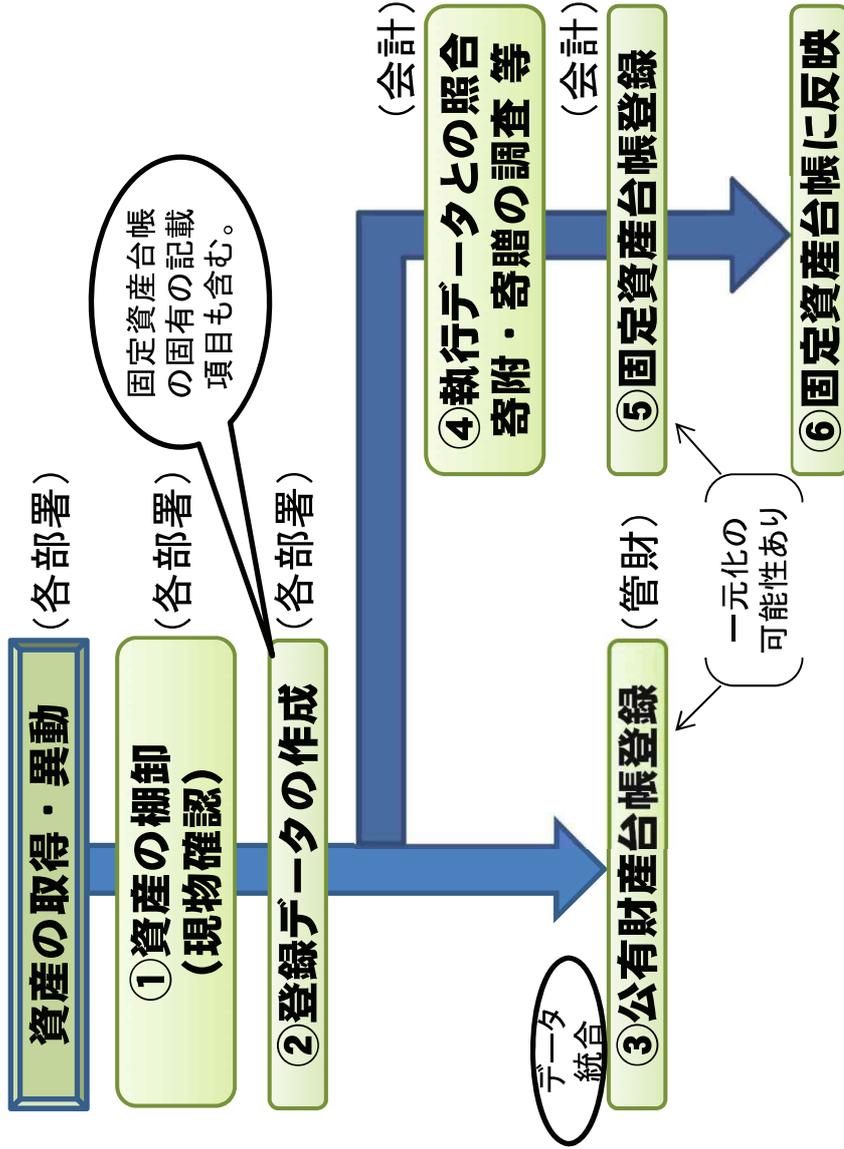
A-4

固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

※公有財産台帳の整備が前提

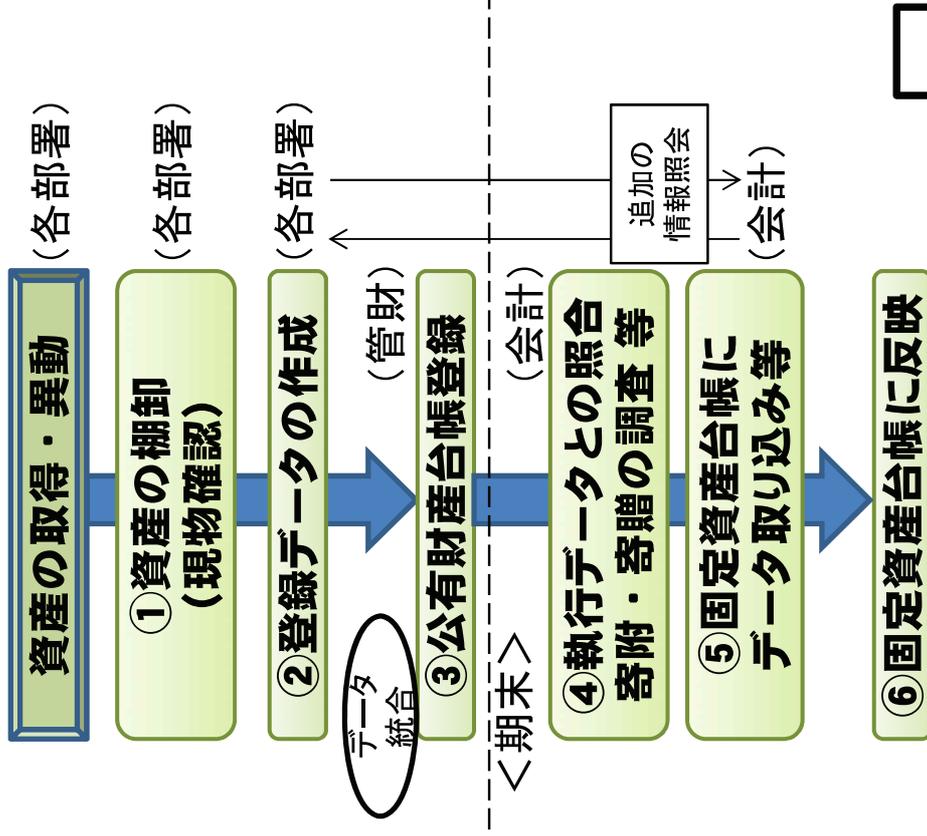
I. 日々仕訳

<随時>



II. 期末一括仕訳

<随時>

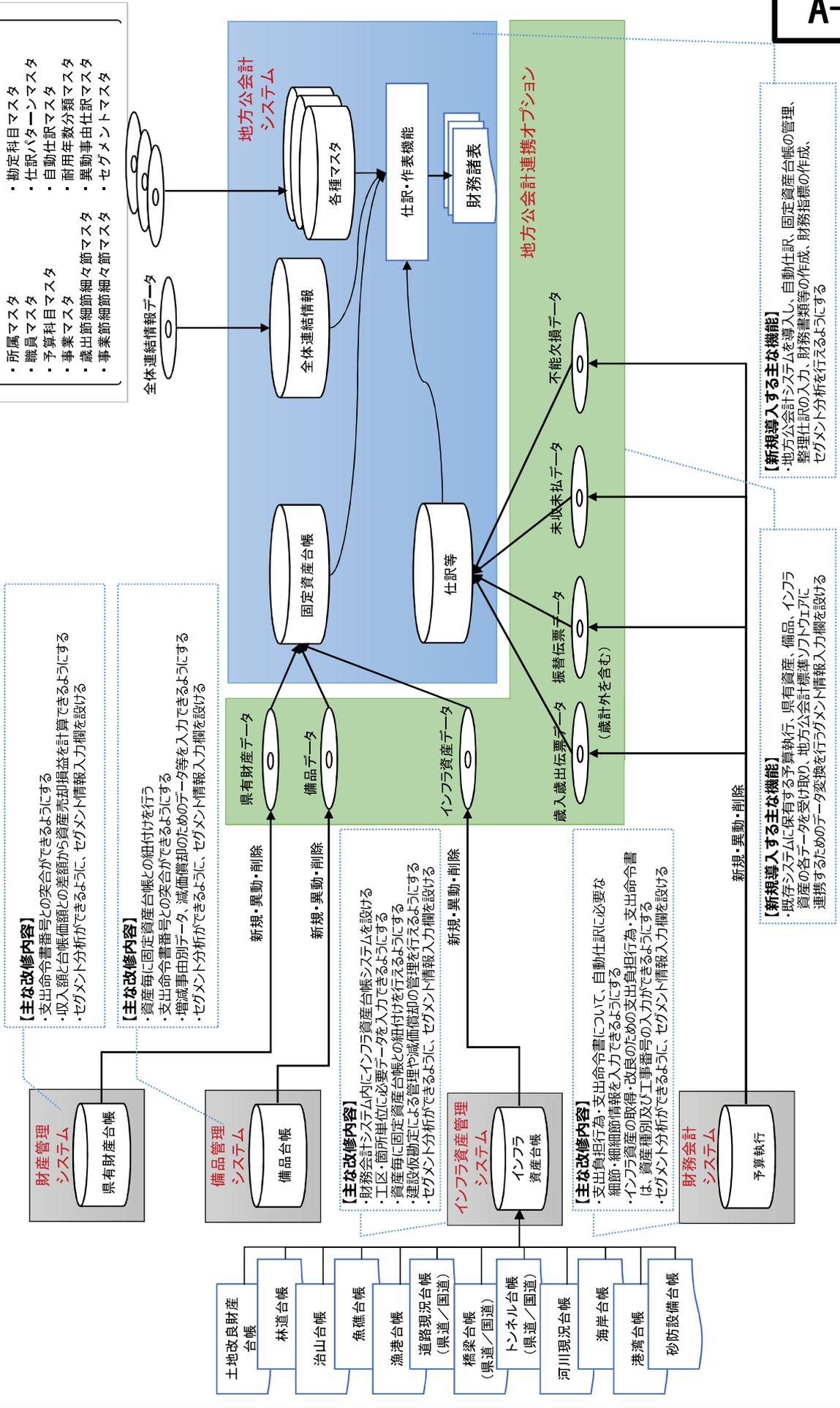


※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

システム連携関連図

新地方公会計制度に基づく財務諸表作成について、地方公会計システムを中心とした各システム間のデータ連携の概要を以下に示す。また、導入するシステムの要件や既存システムの改修要件の概要を示す。



大分県の固定資産台帳（公表用）

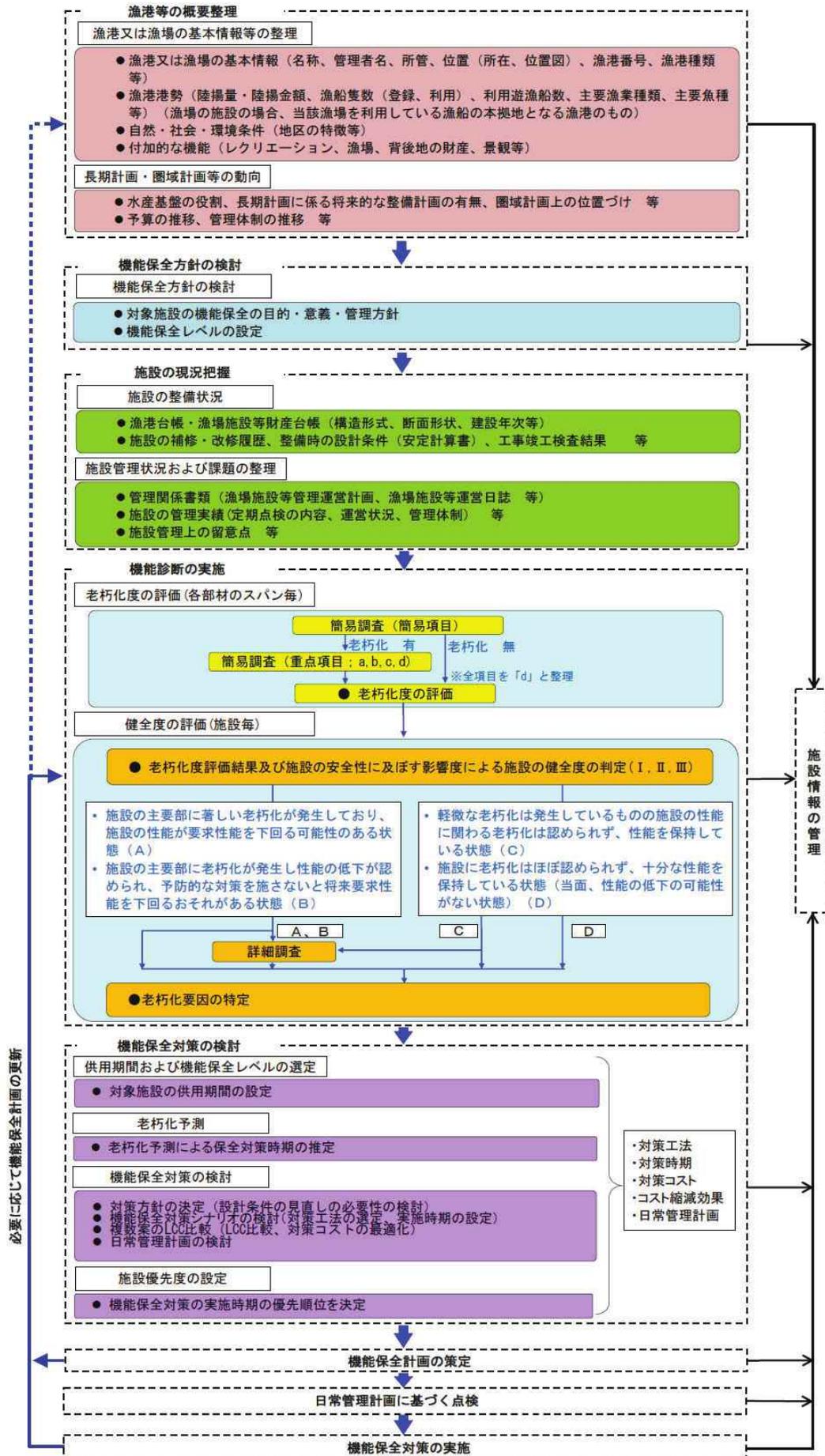
H29.3.31

一般会計等

(単位：百万円)

資産種別	取得価額	減価償却累計額	期末簿価
事業用資産	434,713	135,067	299,647
土地	132,697		132,697
立木竹	39,386		39,386
建物	216,161	103,426	112,736
工作物	40,196	28,736	11,460
船舶	3,268	2,816	452
浮標等	48	25	23
航空機	1,500	63	1,437
建設仮勘定	1,457		1,457
インフラ資産	3,221,549	1,404,208	1,817,341
土地			
道路	158,303		158,303
橋梁	12,035		12,035
急傾斜地崩壊対策施設	3,109		3,109
港湾	13,235		13,235
漁港	8,943		8,943
都市公園	22,327		22,327
林道	668		668
農業用ダム	417		417
地すべり対策施設(農林水産部)	18		18
農業海岸	29		29
基幹水路	0		0
空港	205		205
インフラ土地計	219,290		219,290
建物			
港湾	156	116	39
農業用ダム	50	9	41
都市公園	21,854	7,581	14,273
空港	146	82	64
インフラ建物計	22,206	7,789	14,418
工作物			
道路	1,288,145	575,152	712,992
橋梁	217,246	109,725	107,521
トンネル	72,875	25,523	47,352
河川海岸	37,846	14,685	23,160
砂防施設	198,520	79,374	119,147
地すべり対策施設(土木建築部)	43,314	11,539	31,775
急傾斜地崩壊対策施設	114,389	36,218	78,171
港湾	615,583	307,402	308,181
港湾海岸	150,597	129,663	20,933
都市公園	1,406	1,146	260
農業用ダム	34,664	13,300	21,363
地すべり対策施設(農林水産部)	6,118	1,009	5,109
農業海岸	11,537	8,453	3,084
基幹水路	2,322	2,048	273
空港	276	237	39
林道	2,948	1,487	1,460
治山	1,658	637	1,021
漁港	91,112	40,687	50,425
漁港海岸	9,539	6,469	3,070
魚礁	40,995	22,370	18,625
警察	10,303	9,295	1,008
インフラ工作物計	2,951,391	1,396,419	1,554,971
建設仮勘定	28,662		28,662
物品	28,887	15,328	13,559
有形固定資産 合計	3,685,150	1,554,603	2,130,547

水産基盤施設ストックマネジメントのフロー（詳細）



港湾空間に存在する施設

港湾施設の種類の種類 (港湾法第2条第5項より)

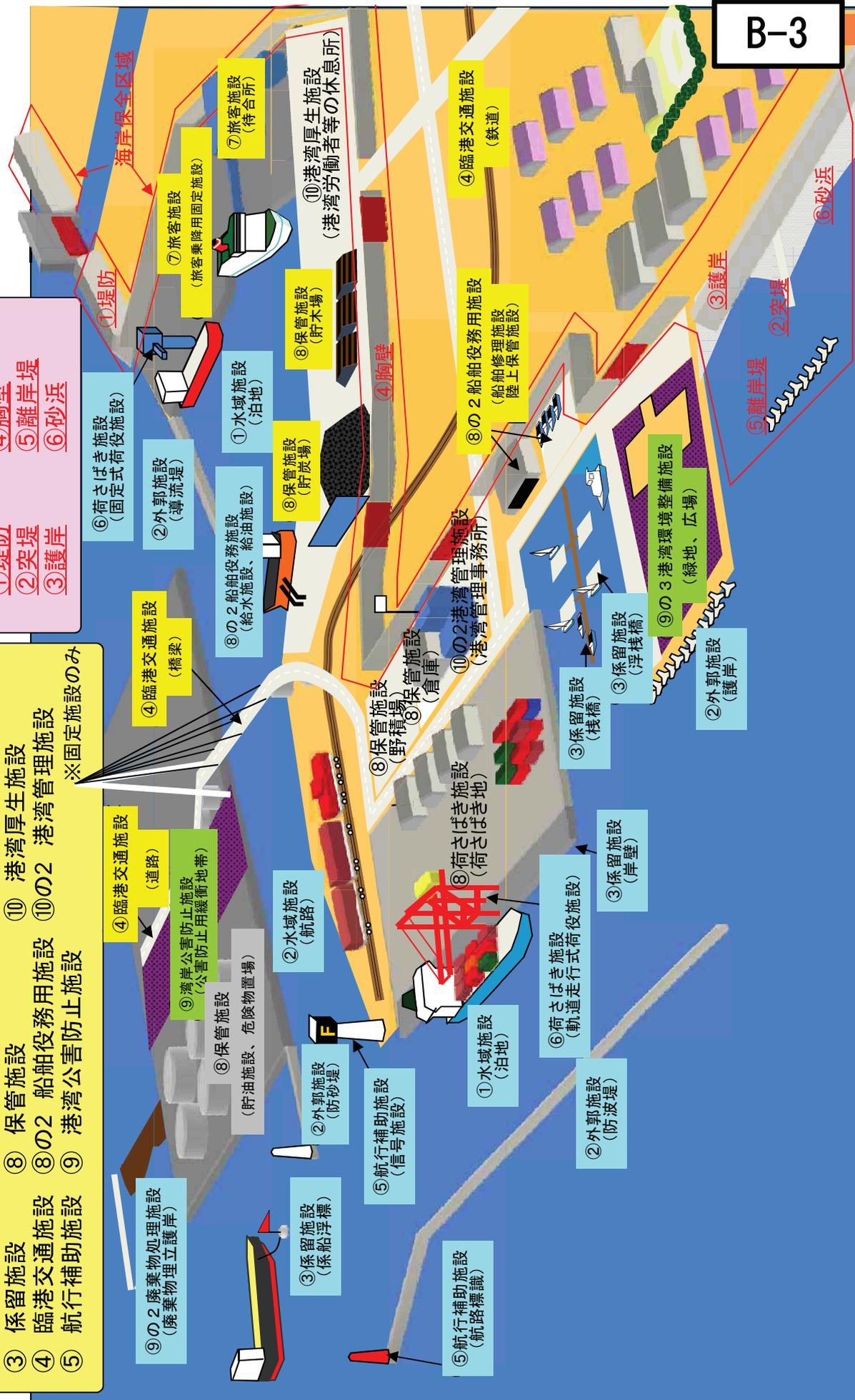
- ① 水域施設
- ② 外郭施設
- ③ 係留施設
- ④ 臨港交通施設
- ⑤ 航行補助施設
- ⑥ 荷さばき施設
- ⑦ 旅客施設
- ⑧ 保管施設
- ⑧の2 船舶役務用施設
- ⑨ 港湾公害防止施設

- ⑨の2 廃棄物処理施設
- ⑨の3 港湾環境整備施設
- ⑩ 港湾厚生施設
- ⑩の2 港湾管理施設

※固定施設のみ

海岸保全施設の種類の種類 (海岸法第2条第1項より)

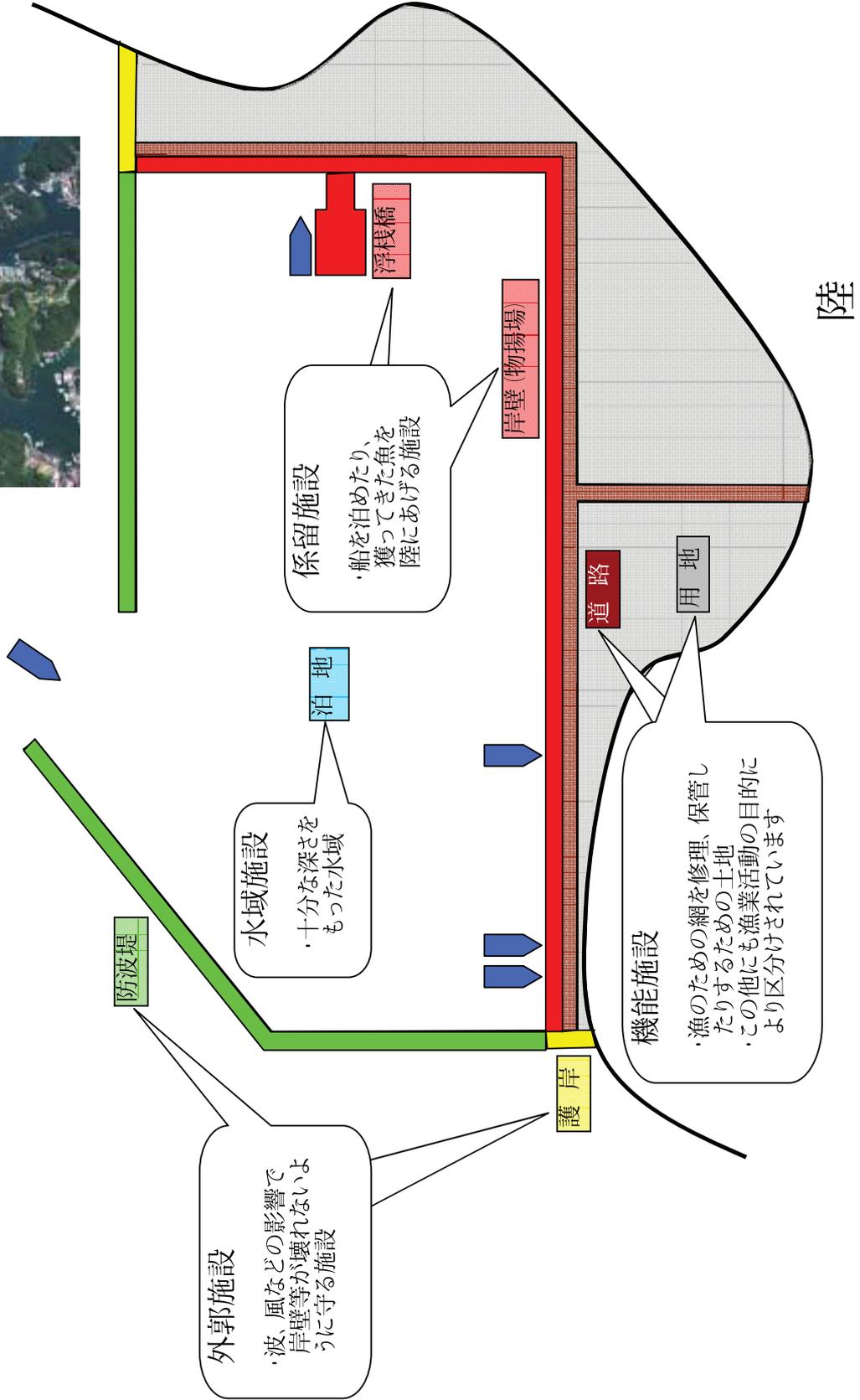
- ① 堤防
- ② 突堤
- ③ 護岸
- ④ 胸壁
- ⑤ 離岸堤
- ⑥ 砂浜



漁港施設の主な名称



海



個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等

(本監査に関係するものの一覧)

国土交通省

(国土交通省 Web サイトで一括掲示)

≪ 港湾関係 ≫

- 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第1部 総論】
(平成27年4月策定)
- 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第1部 総論参考資料】
(平成27年4月策定)
- 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第2部 作成事例】
(平成27年4月策定)
- 港湾の施設の点検診断ガイドライン (平成26年7月策定)
- 港湾の施設の維持管理技術マニュアル (平成19年度策定)

≪ 道路関係 ≫

- 自動車道の長寿命化等に資する計画の策定の要領 (平成28年度策定)
- 通知「一般自動車道の定期点検要領について」 (平成28年度策定)

農林水産省

≪ 林道関係 ≫ (林野庁Webサイト)

- 林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン (平成27年3月策定)
- 林道施設長寿命化対策マニュアル (平成28年3月策定)

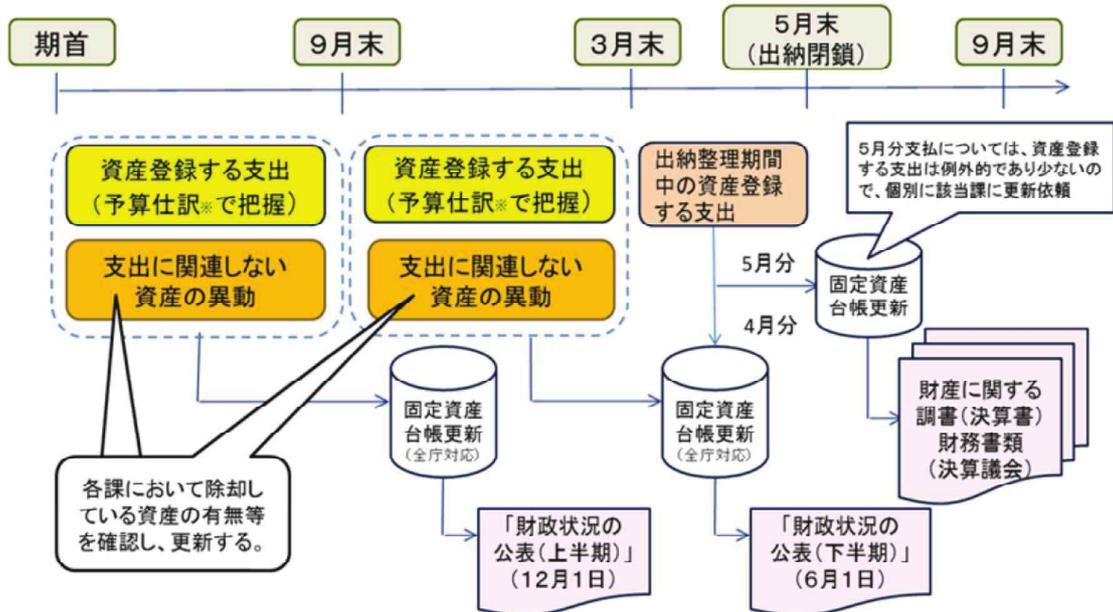
≪ 水産基盤施設 ≫ (水産庁Webサイト)

- 水産基盤施設機能保全計画策定の手引き (平成27年4月策定)
- 水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン
(平成27年5月改定)

固定資産台帳の更新スケジュールの例

○期末一括仕訳（半期に一回確認）の例【和光市】

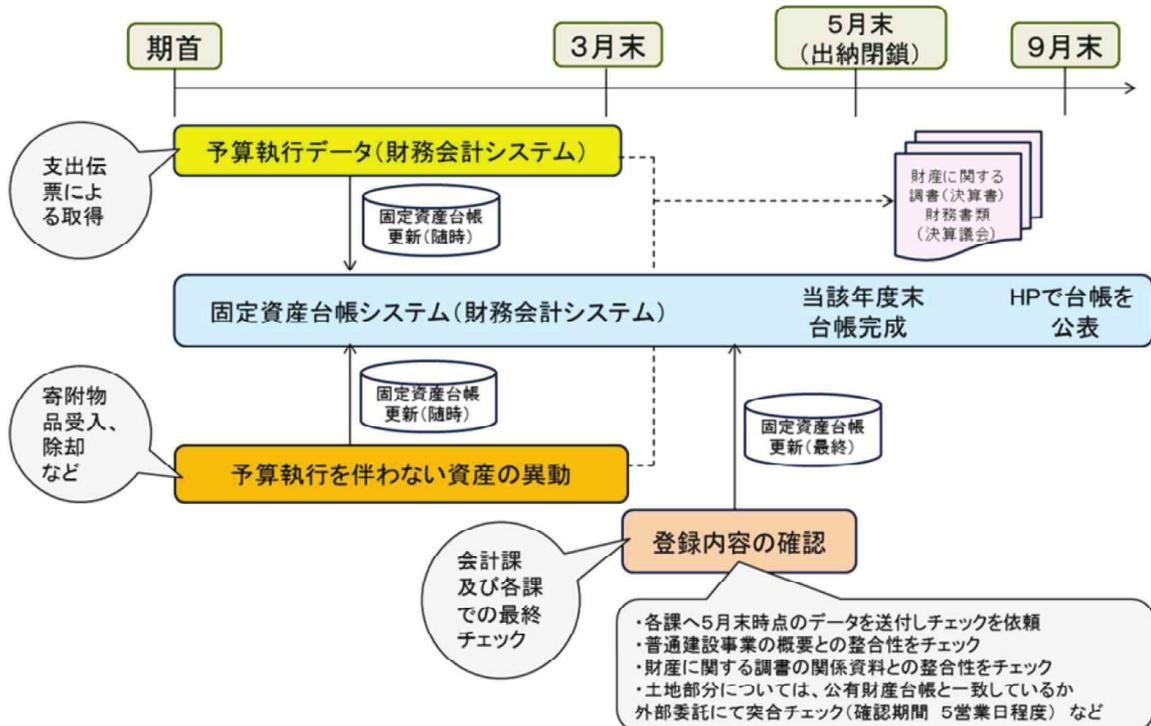
【参考】固定資産台帳更新の流れの例（和光市）



※ 官庁会計上の予算科目を見直し、予算科目と複式簿記の仕訳科目を一致させることで、予算段階で公会計上の仕訳を確定させる方法

○日々仕訳の例【習志野市】

【参考】固定資産台帳更新の流れの例（習志野市）

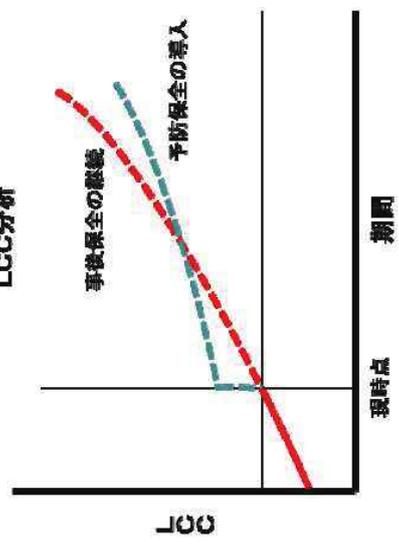
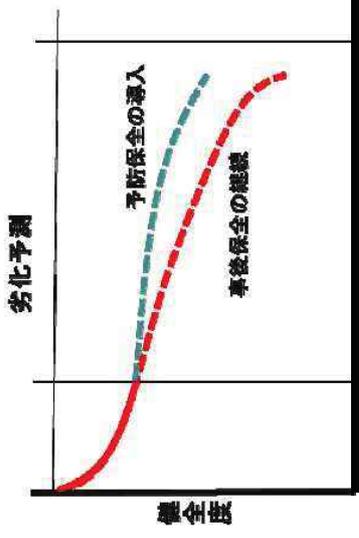


インフラ・データプラットフォーム構想を活用したアセットマネジメント(イメージ)

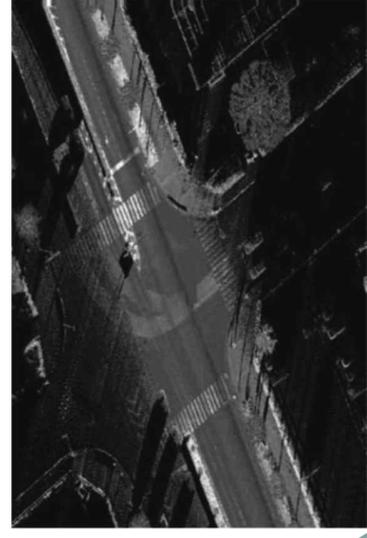
インフラ全体の3次元モデルを活用した効率的な維持管理等を加速させるため、インフラの基本情報や維持管理情報だけでなく、地形・地盤情報、インフラ台帳(2次元・紙)等を共有可能な共通中間データ(Common-Modeling-Data)に変換し、集約・共有可能とすることで、劣化予測やLCC分析等によるアセットマネジメントに応用



・データ形式の標準化の必要なく変換可能



アセットマネジメント モデル



- 効果
- 施設情報、メンテナンス履歴等の共有化等による劣化予測、LCC分析
 - 図面作成や台帳・DB管理における施工データの活用による効率化
 - AIを活用した点検・診断等の効率化
 - 補修・修繕・更新の最適化
 - LCCの最小化、費用の平準化等

- 将来的に
- 交通流データ等と連携した最適運用による既存ストックの最大活用(付加価値の最大化)
 - コストとリスクの最適化
 - 行政マネジメントに対する信頼の向上

- 維持管理でのICT導入を図る当面の分野について
- 維持管理における以下の分野について、トップランナーとしてICT導入を図る。

1: 施工履歴データの蓄積とモニタリング初期値での活用による管理の高度化

センサによる密度管理

ビッグデータシステム

集める 分析 利用

- 供用後検査のデータと施工時のデータを突合せ

2: 先進的なインフラ点検支援技術等の利用

- 映像等のデータを取得し、スクリンングや記録調書の自動整理の実現による省力化
- 3次元モデルにデータをアーカイブし、検索性を格段に向上

3: 3次元設計による意思決定の迅速化

点検時に取得した現況3次元測量データを活用した3次元設計

施工計画の可診化による複雑な補修工事の段取りの効率化

- 3次元モデルによる地元協議迅速化
- 3次元モデルの工事の設計図書としての位置づけ

4-1: IoTによる施工管理の迅速化

- 常時蓄積される施工情報(ビッグデータ)を解析・利用することで、施工管理場面に係る人の判断の省力化
- 遠隔での管理の実現による受発注者間のコミュニケーションの迅速化

4-2: ICT施工による自動制御

- 3次元設計データによる路面切削作業やAs敷設作業の自動制御

4-3: ITモニタリングによる補修・補強効果の確認

- 再劣化の監視・検知により、補修・補強後の対策効果の持続性や耐久性向上の効果を確認

①モニタリング

②点検

③補修工事

- AIの技術開発や、変状の経年変化を比較可能な形で蓄積するためには、ロボットにより高品質な画像を取得し、3次元的に正確な損傷が3次元モデルを介して記録・蓄積することが必要
- 将来的にAIによる変状検知機能を組み合わせ、「人手」で行う必要のある「診断」箇所を絞る（スクリーニング）などにより、格段に効率的な公物管理を実現できることに期待し、まずは橋梁・トンネル点検に点検記録作成に資するロボット技術を試行的に導入する。

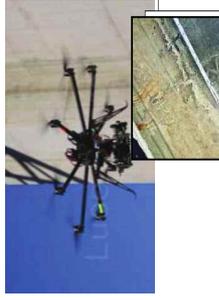
将来（第1段階）

① 人手での点検



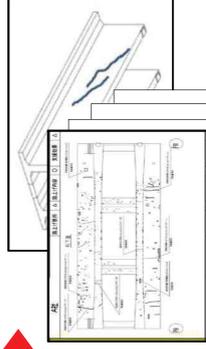
- 調査作成に備えた現地での詳細な記録作業は省略（人工減）

① ①ロボットによる点検記録



- ロボットが、短時間に大量の点検画像を取得

③ ③人手での調査作成



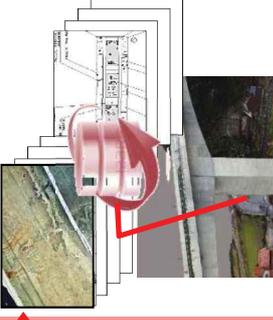
- ロボットの点検記録から人手で損傷写真を抽出

④ ④専門家による診断



- 専門家による目視・打音での診断

⑤ ⑤点検・診断結果の蓄積



- 3Dモデル上の正確な位置に、写真と診断結果を蓄積

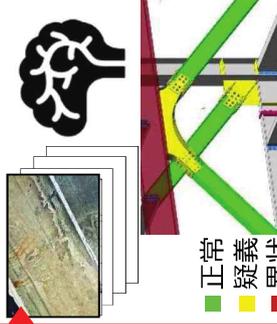
将来（第2段階）

① ①ロボットによる点検記録



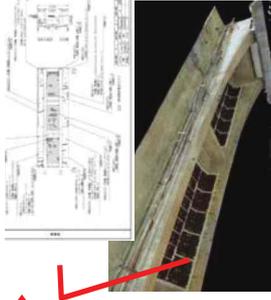
- 現地でロボットが、大量の点検画像を取得

② ②AIによるスクリーニング



- 損傷区分の自動判別を行うAIのスクリーニング

③ ③点検調査の自動化



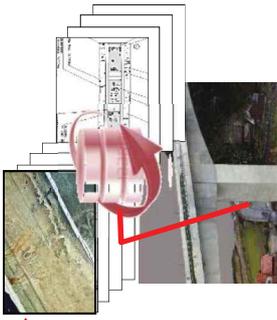
- 点検写真の整理の自動化
- 3Dモデル上での損傷図示

④ ④専門家による診断



- スクリーニングにより現地診断範囲を縮減

⑤ ⑤点検・診断結果の蓄積



- 3Dモデル上の正確な位置に、写真と診断結果を蓄積

用語の解説

○アルファベット

PPP (Public Private Partnership)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

○五十音

◆ア行

維持管理・機能保全

施設、設備、構造物等の機能維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

一般管理型橋梁

標準的なメンテナンスのみを行い、必ずしも施設の長寿命化を図らず、致命的な変状が発生した時点で更新（架替）により対応する橋梁であり、橋長 15m未満の橋梁（予防保全型を除く）とする。

大分県県民の森

大分市から豊後大野市至る森林地帯に県民の健康な生活の確保を図るとともに、森林に関する県民の理解を深めるために設置された区域。

◆カ行

改修

公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

簡易調査（簡易項目）

漁港において、目視により老朽化の有無を確認する調査。

簡易調査（重点項目）

漁港において、目視又は計測により老朽化の規模や程度を確認する調査。

起工伺い

事前に工事等を発注、契約するために作成し、大分県事務決裁規程に基づき、決裁を得る起案書。

機能診断

簡易調査や詳細調査、日常点検や定期点検等の結果を踏まえた老朽化度及び健全度の評価、老朽化要因の特定等と機能保全対策の必要性について検討すること。

減損処理

主に固定資産に関する会計処理の一つであり。資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合に、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる手続きをいう。

健全度

施設としての総合的な性能低下の程度を老朽化度等から総合的に評価する指標。

県有財産総合経営計画

県有財産の総合的なマネジメントを通じた未利用財産の売却・貸付けや未利用スペースの有効活用によって、行財政基盤の確立を図るための計画。計画期間は平成28年度から平成31年度までの4年間。

公会計コード

一種の仕訳パターンコード。借方貸方の勘定科目を設定せずにシステムが自動的に仕訳をおこすためのコード。

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

個別台帳

各地方公共団体では、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に規定する公有財産台帳を備えることになっているが、これとは別に道路法等の個別の法律に基づいて作成し、備える義務がある各種台帳（道路台帳等）をいう。

56条港湾

港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を告示したもの（港湾法第56条第1項）。

◆サ行

最低価格落札方式

仕様を詳細に提示して価格のみについての競争を行う原則的な一般競争入札の方式。

施設類型

総体として一定の機能を果たす施設（構造物）の集合体をその機能により分類したものの。具体的には、学校、道路、港湾、公営住宅等が考えられるが、公共施設等総合管理計画上は、各団体の判断により、適当な類型を設定することとなっている。

支出負担行為

支出負担行為とは、支出を負担する行為＝将来の支払を約束する行為のことで、契約等のことを指す。契約締結行為といえば分かりやすいが、県が支出をする原因は契約だけでなく補助金のように契約に拠らず支出するものがあるため、支出の原因となる行為のことをまとめて支出負担行為と呼ぶ。

支出負担行為決議書

契約を締結するには契約書に相互に押印するが、県では、押印の前に契約書に押印してよいか決裁権者に伺う。この時に使う伺い文書のことを「支出負担行為決議書」という。

施設優先度

機能保全対策を効率的・効果的に実施するため、客観的な判断基準に基づき、保全工事の実施時期の優先順位を施設毎に設定するもの。

事後的管理

施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。

事後保全

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回る（または下回った）可能性がある段階で対策を講じること。

重要港湾

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定められたもの（港湾法第2条第2項）。

詳細調査

漁港において、健全度の評価結果の検証、老朽化の要因の特定や老朽化予測に必要なデータを収集するために実施する調査。

水産基盤施設

水産業の基盤である漁港・漁場の施設。

総合評価落札方式

仕様に基づき価格以外の専門的技術やノウハウなどの技術的要素についての提案を受けて、それらの評価を価格に加えて競争を行う一般競争入札の方式。

◆夕行

地方港湾

重要港湾以外の港湾（港湾法第2条第2項）。

トータルコスト

中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

取替資産

鉄道におけるレール・枕木や高速道路におけるガードレール、送電線など同一の目的のために使用される固定資産で、使用に耐えなくなったものを交換しながら維持していく資産のことをいう。

取替法

取替資産に適用可能な特殊な減価償却方法で、取替に係る費用を償却費相当として費用計上する手法。税務上、取替法を採用した場合、半額法と呼ばれる償却方法が採用される。この場合、取得価額の半額までは定額法、定率法によって償却が行われ、その経常的な償却費に加算して取替費用を償却費として計上する。

取替法は、一般的に鉄道事業でのレールやまくら木など同様の資産が多量にあり、個別の減価償却が実務上困難なものについて採用されている。

◆ハ行

フェイルセーフ

修繕や更新の実施時期等の判断には限界がある。このため、劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害につながることはないよう、施設の特性に応じて必要な多段階の対策を講じていく。

補修・修繕

劣化や不具合が生じた箇所を支障がないレベルまでなおすことを「補修」、元の状態にまで回復することを「修繕」と区別する場合もあるが、本監査では、特に区別せず、同じ意味で使用している。

◆マ行

マルコフ連鎖モデル

劣化速度を遷移割合で表現し、これらを要素とした行列を用いて劣化予測を行う手法。

メンテナンスサイクル

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するというサイクルをいう。

◆ヤ行

要件設定型一般競争入札

個別の案件ごとに入札参加資格（地域要件、履行実績等）を設定して実施する一般競争入札。なお、開札後に入札参加資格等の確認（事後審査）を行う。

予防保全

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回ることがない早期の段階で予防的な対策を講じること。

予防保全型維持管理

施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していく。

予防保全型橋梁

点検診断に基づく計画的な補修等のメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図る橋梁であり、橋長 15m以上の橋梁及び橋長 15m未満の橋梁のうち、緊急時の迂回路として

供用されるなど、常に健全性を確保する必要がある橋梁とする。

◆ラ行

ライフサイクルコスト

構造物の計画、設計、施工、維持管理。解体・撤去といった一連の流れにおいて必要等する総費用のこと。

臨港道路

港湾法により定められている港湾内、あるいは港湾と周辺の公道を結ぶ道路（道路法による道路ではない）。

老朽化

経年変化等の要因で発生した「移動」「沈下」「劣化」「損傷」により施設や部材の性能が低下すること。

老朽化度

部材の性能低下の程度を表す指標。

老朽化予測

施設の構造形式や老朽化の程度と進行速度を踏まえ、老朽化が所要の機能保全レベルを下回る時期の推定（進行予測）等を行うこと。

